

<b>交渉情報</b>	<b>NO.28</b>	日本郵便信越支社 経営企画本部総務・人事部
JP労組信越地方本部	2020年9月8日	添付資料:1枚

## 超過勤務手当（時間外割増賃金）の支給漏れについて

日本郵便（株）信越支社経営企画本部総務・人事부는、9月8日（火）「超過勤務手当（時間外割増賃金）」について地方本部に説明してきました。

標記概要は、柏崎郵便局において、2020年8月、時給制契約社員から、6月分の超勤時間が間違っていると申し出があり、当該局で確認した結果、2020年4月実績から6月実績分の正社員及び時給制契約社員に対する超過勤務手当(時間外割増賃金)の支給漏れが発覚したため、追及精算が生じたものです。

発生原因等の詳細については、別紙支社資料を参照してください。

### 1. 発生局

#### (1) 発生局及び精算対象者

柏崎郵便局 郵便部 12名

（正社員6名、時給制契約社員6名）

#### (2) 誤支給期間

2020年4月実績～2020年6月実績

#### (3) 精算金額

90,128円（12名）      最高金額    21,590円

最低金額            860円

#### (4) 精算時期

2020年9月月例給与

### 2 再発防止策

(1) 出退勤システムにおいて、勤務時間管理員が注意すべきポイント及びアラート発生時の処理の仕方を再指導する。

(2) 「出勤アラート」・「退勤アラート」の内容、「登録時刻」・「修正後時刻」の整合性について、業務支援システムの超勤実績等と対差確認する。

地本では、6月から続けて3件発生していることに対して、一方的な指導ではなく、緊張感を持って指導すること、また、勤務時間管理員の研修等をこれから行うのは遅いのではないかと指摘し、支社は、コロナ禍で集合研修が出来ないため、リモートを活用して、理解度チェックを行うなどの対応をはかっているが、このよう

な事態が起こったことは大変申し訳なく思っている。情報紙をポータルサイトに掲載し、管内郵便局あてに周知及び注意喚起を行い、緊張感を持って対応することを確認しました。

【労使対応】 単局窓口